

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010函第21号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年2月27日 17時45分ごろ	
発生場所	北海道釧路市釧路港 (概位 北緯42°58.5′ 東経144°22.0′)	
事故等調査の経過	平成22年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 ^{しょうとくまる} 松徳丸、2,997トン 船舶番号、船舶所有者等 133627、松島港湾運輸株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	中央部船底外板に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、転炉スラグ約4,500トンを積載し、船首約5.52m、船尾約6.50mの喫水で、右錨を投下して釧路港東区南新ふ頭雑貨岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸作業中、平成22年2月27日17時45分ごろ、本件岸壁前面の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上平穩、潮候 下げ潮の中央期で潮高は約55cm	
その他の事項	船長は、海上保安庁刊行の海図により、本件岸壁前面の水深が5.7mから6.1mであることを確認していたが、代理店からは、水深約7.5mであるとの情報を得ていた。 船長は、本船の喫水が約6.8mの状態では本件岸壁に着岸した際、プロペラ流により、海底の泥が巻きあがった経験から、岸壁前面に浅所があることを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、釧路港東区において、本件岸壁に着岸する際、船長が、本件岸壁前面の浅所の存在を知っていたものの、本件岸壁前面の水深が約7.5mであると代理店から情報を得ていたことから、水深の確認を行わなかったため、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、釧路港東区において本件岸壁に着岸する際、船長が、本件岸壁前面の浅所の存在を知っていたものの、代理店から本件岸壁前面の水深が約7.5mであるとの情報を得ていたことから、水深の確認を行わなかったため、本件岸壁前面の浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	